

7 年市 P 協発第 4 5 号

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

保護者・教職員・関係者 各位

さいたま市 P T A 協議会

会長 和田 洋樹

保護者・教職員・関係者の皆さまへ

当協議会における横領事件に関する判決について

本日、さいたま市 P T A 協議会（以下、「当協議会」）に関連して業務上横領の疑いで起訴された刑事事件につき、元会長であった人物に対し第一審で 3 年の実刑判決が言い渡されました。

本件により社会を大きくお騒がせし、P T A 活動に対する信頼を深く損なう事態となりましたことを、心よりお詫び申し上げます。とりわけ、日頃よりさまざまな形で P T A 活動にご理解とご協力を賜っている保護者の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけすることになってしまいました。そのような中でも、日々子どもたちのために様々な取り組みを継続してくださっている、全ての保護者・先生方・関係する方々に心より深くお詫び申し上げるとともに、改めて感謝を申し上げます。

令和 5 年 2 月の事案発覚以降、第三者委員会による調査をはじめ、ガバナンスの再構築・透明性の向上・内部統制の強化に取り組み、体制を大きく改めてきました。会計を厳格化し、毎月の理事会で全ての入出金を理事全員で確認しています。また、規程の整備を進め、監査の内容も民間企業の内部監査と同様のチェック項目を作成しました。これまでの経緯はホームページで (<https://city.saitama-pta.jp/2024/07/16/details/>) ご確認いただけます。

ただ、一番大切なものは「市 P 協がなぜあるのか」「我々が果たすべき役割は何か」を常に考え、議論をし、変えるべき物は変えていくというマインド（心構え）だと考えています。

私たちは、子どもたちのための P T A を支える協議会として、各学校の P T A 活動を尊重し、実務面・制度面からの後方支援をより一層強化できるよう、短期・長期の視点で協議会のビジョンとスローガンの策定に取り組んでいます。会長自ら旗揚げ役となり、理事会全体で一致団結して前向きに取り組んでいます。新たな組織の姿をすべての会員の皆さまに実感していただけるよう、今後も丁寧な対話と運営の改善を重ねてまいります。